

適正な施工確保のための技術者制度検討会（第13回）

議事概要

○日 時：平成28年10月19日（水）17:00～18:40

○場 所：中央合同庁舎3号館3階土地・建設産業局局議室、4階特別会議室

○出席者（五十音順、敬称略）：

秋山哲一、小澤一雅、木下誠也

<規約の改正について>

- ・規約改正案について了承。

<監理技術者制度運用マニュアルの改正について>

- ・監理技術者等の職務としてコスト管理も重要であるとのこと指摘があったが、建設業者等へのヒアリングではコスト管理は現場代理人が行っているとの意見が多いこと、また、現行の監理技術者制度運用マニュアルには現場代理人について「工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する」との記載があることから、監理技術者等の役割には記載しないこと了承。
- ・安全管理についても、労働安全衛生法令に基づくものであるが現場の技術者にとって重要なことであり、監理技術者制度運用マニュアルに記載してはどうかとのこと指摘があった。

<監理技術者要件としての新たな国家資格の必要性について>

- ・電気通信工事に関する新たな国家資格（技術検定）の創設を別の場で検討することについて了承。

<技術検定の見直しについて>

- ・2級学科試験の年2回化について、29年度は、種別「土木」、「建築」について先行的に実施する方針について了承。
- ・2級建築施工管理技術検定の3つの種別について、学科試験は全て統一問題とし、種別ごとの専門分野の問題は実地試験の段階で行うことについて了承。
- ・受験要件等の見直し後の動向については、継続的にフォローアップすることが必要とのこと指摘があった。

<今後の課題整理と方向性>

- ・以下のご指摘があった。
 - 元請による直接雇用を進めるのか、労働力をプールするようなことを考えるのかなど、元下関係をどのような方向に持っていくのか、別の場で議論すべきことなのかもしれないが、頭に入れておいた方が良い。

- 世界的には、B I M、C I Mなどの活用により、プロジェクトの早い段階に技術を結集することが進んでいる。このことにより、設計施工分離ではなくなってくると、将来的には技術者の役割は変わってくるのではないかということも、頭に入れながら進めた方がよい。
- 技能者のステップアップという観点では、技能者としての経験を技術者にどう結びつけていくかについても検討が必要ではないか。
- 設計施工分離ではなくなってくると、建築で言うと設計では建築士の役割があり、生産性の観点から整理が必要ではないか。

以上